

# 津久見市創業支援事業補助金について(制度新設の目的等)

～平成29年台風第18号災害からの復興、事業者意識の高揚を！～

平成30年6月に、事業所の設備投資、雇用促進、社宅整備による定住促進を目的に制定しました「津久見市企業立地促進条例」に引き続き、「津久見市創業支援事業補助金」を新設し、幅広い業種の創業を支援していきます。また、飲食サービス業や市中心部での創業を重点的に支援し、観光産業の育成、市中心部の活性化につなげていきます。

## ① 制度新設の目的

### ○観光産業の育成と市中心部の活性化

中心市街地活性化に向けての取組や観光産業の育成に拍車をかけていくためには、飲食・サービス業等の創業が望まれる。

### ○女性の創業と雇用促進

最近では、企業に雇用されない自由なライフスタイルと、既存の概念にとらわれない自由な発想で小さな事業を立ち上げる(プチ起業と言われている。)手法が流行している。女性の創業と雇用促進に期待する。

### ○相談体制の充実と国・県の支援制度の周知

創業計画を作成する際は、津久見商工会議所の指導支援を仰ぎ、さらに、大分県産業創造機構(おおいたスタートアップセンター)等からの意見、指摘等を求めるなど、創業計画の適正性と事業の継続性を担保していく。

### 重点創業(補助率1/2)の設定

- 全市的な、宿泊業・飲食サービス業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食物品卸売業、飲食物品小売業の創業
- 商業地域(高洲町・中央町・港町・セメント町など)での右の表に該当する業種の創業

## ② 幅広い対象業種と多様な創業ニーズへの対応

### ○本制度における創業の対象業種

個人、法人又は組合が、総務省が定める日本標準産業分類のうち下記に定める業種の事業を市内で営むもの。

D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業、G情報通信業、H運輸業(中分類43～45、47・48)、I卸売業、小売業、J金融業、保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、O教育、学習支援業、P医療、福祉、Rサービス業(中分類88～92)

※対象業種は、日本標準産業分類によるもので英記号は大分類、数字は中分類を示す。

### ○本制度における創業の定義

- ・事業を営んでいない個人が、市内で新たに上記の業種の事業を開始、又は新たに法人若しくは組合を設立し上記の業種の事業を市内で開始すること。
- ・市内において事業を営んでいる個人、法人又は組合が、現在営んでいる事業を継続して実施しつつ、日本標準産業分類の細分類が異なる新たな上記の業種の事業を市内で開始すること。
- ・市外に住所を有し、市外において上記の業種の事業を現在営んでいる個人が、本市に住所、事業所を移し当該事業を継続して実施すること。
- ・市外で事業を営んでいる法人又は組合が、新たに市内で上記の業種の事業を開始すること。

# 津久見市創業支援事業補助金について(補助対象者の要件、対象経費等)

## ③ 補助対象者の要件

- 創業後市内において3年以上事業を継続する予定である者
- 個人においては、創業後に市内に3年以上住所を有する予定である者
- 法人又は組合においては、創業後市内において3年以上事業所を置く予定である者
- 市税等に滞納がない者（市外の市区町村から本市に住所を移す予定の者は、前住地のものも含む。）
- 津久見商工会議所の会員又は創業後に会員となることを予定している者
- 特定創業支援等事業による支援を受けている又は支援を受けることを承諾する者
- 許認可等が必要な事業の創業については、既に許認可等を受けている又は受ける予定である者
- 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を持たない者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を営んでいない者
- 過去にこの要綱に基づく補助金又は市から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていない者

## ⑤ 制度の運用開始日

平成30年10月1日  
から制度運用開始

## ④ 補助対象となる経費及び手順

| 補助対象経費                       |                                                                                                                                                                                                                | 補助率                                 | 限度額  |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------|
| 事業所の開設等に係る経費（事業の用に供するものに限る。） | 1 店舗等の新築及び改修費（外構工事等を含む。）<br>2 什器備品及び設備費（車両については、別表第1に掲げる業種のうち、道路法第47条及び車両制限令第3条の規定により、公道の通行を規制される特殊車両又は道路運送車両法施行規則に基づき通達により定められた特種用途自動車等における事業の用に供するものに限る。）<br>※消耗品費及び美術品、骨董品等の価額の判断において専門的な知見を要するものにかかる経費を除く。 | 補助対象経費の額の3分の1以内、ただし、重点創業の場合は、2分の1以内 | 50万円 |
| 事業の運営に係る経費                   | 1 広告宣伝費（パンフレット、ホームページ製作費等）<br>2 販売促進等に係る費用（新商品開発、販路拡大等）                                                                                                                                                        |                                     |      |

※交付決定後の着手で、原則として市内で消費される経費を対象

- ① 創業計画書を津久見商工会議所の指導により作成
- ② 誓約書兼承諾書(補助対象者の要件に適合する旨の誓約及び関係機関への調査、照会を行うことへの承諾)及び関係書類を添えて補助金を申請
- ③ 審査の一環として大分県産業創造機構(おおいたスタートアップセンター)、金融機関等からの意見、指摘等を求める。
- ④ 補助金交付決定通知(必要に応じ条件を付ける)を送付
- ⑤ 事業者が創業に係る事業に着手
- ⑥ 創業の日から60日を経過した日又は年度末までに支払った経費を対象とし、事業に係る支払が完了した日から60日を経過する日(支払が完了した日が創業の前日の場合は、創業の日から60日を経過する日)又は年度末のいずれか早い日までに実績報告を提出
- ⑦ 実績報告書を審査し補助金の額確定通知書を送付
- ⑧ 補助金交付請求を提出
- ⑨ 事業者へ補助金交付